

農業経営者ごとの収入全体を対象とした  
総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。

収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- ・ 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

※ 青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組めます。

※ 青色申告を始める方は、3月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。  
地域のJAや農業委員会等でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ・ 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

- ・ 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含まれます。
- ・ 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。
- ・ なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

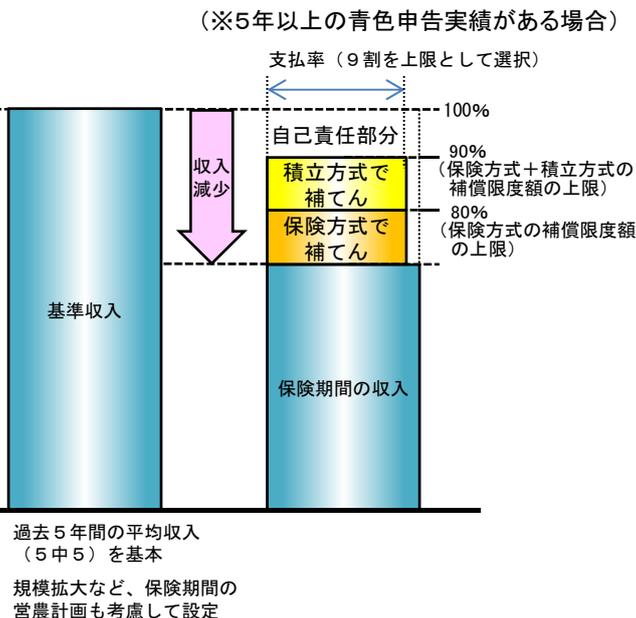
※ 収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

※ なお、米については、水田フル活用への支援やきめ細かな情報提供を通じて、引き続き、その需給の安定を図ってまいります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。  
(補償限度)  
(支払率)

- ・ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
- ・ 保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行います。
- ・ 保険料（掛金）率は1.0%程度（現時点の試算）となります。また、自動車保険と同じように、保険金の受取が少ない方は、保険料（掛金）率の段階が下がっていきます。

注）農業者は保険料・積立金とは別に、事務費を支払います。



※ 例えば、基準収入が1000万円の農業者は、29.7万円（保険料7.2万円と、積立金22.5万円）を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。

窓口は、地域の農業共済組合が担当しますので、御相談ください。

- ・ 実施主体は、農業共済団体が新たに設立する全国連合会となりますが、加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等が担当します。
- ・ 収入保険制度に関する御質問がありましたら、最寄りの農業共済組合に、是非、御相談ください。

あわせて、農業者へのサービス向上と負担軽減の観点から、農業共済の見直しを行います。

- ・ 農業者に損害評価員をお願いしている米麦の一筆方式は廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、一筆ごとの深い被害を補償します。
- ・ 牛白血病や家畜の導入後2週間以内に発生する事故の補償を拡充します。
- ・ 一律となっている掛金を、収入保険制度と同じように、危険段階別に設定します。（共済金の受取が少ない方は、掛金率の段階が下がっていきます。）

※ 収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。